

〈各論Ⅱ〉障がい福祉計画

・障がい児福祉計画

第1章	基本指針に定める成果目標	54 p
第2章	障がい福祉サービスの見込みと確保の方策	60 p
第3章	障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策	70 p
第4章	地域生活支援事業の見込み	74 p

第1章 基本指針に定める成果目標

第1節 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況

第5期障がい福祉計画における成果目標に対する実績は、以下のとおりとなります。

① 福祉施設から地域生活への移行促進

項目	目標	実績
①施設入所者減数	1人	1人
②地域生活移行者数	7人	2人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	鹿嶋市地域自立支援協議会内に協議の場を設定	情報収集・制度精査

③ 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	鹿行障がい福祉圏で協議の場を設定	鹿嶋市単独による面的整備を検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	実績
①令和2年度の一般就労移行者数	11人	2人
②令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	34人	21人

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	鹿行障がい福祉圏で協議の場を設定	鹿嶋市での設置又は民間委託など設置形態を検討
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	支援体制の充実	鹿嶋市総合福祉センターにて事業を実施
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の設置	鹿行障がい福祉圏で協議の場を設定	鹿嶋市内に事業所を誘致
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	鹿嶋市地域自立支援協議会内に協議の場を設定	制度の検討、医療的ケア児コーディネーター研修受講

第2節 本計画期間での目標設定

成果目標について、国の基本方針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。そのうち、市町村において設定する成果目標について、本計画に掲載します。

なお、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組みの量については、第2章以降に定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	国の基本方針
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減

鹿嶋市における目標	
令和5年度末までの地域生活移行者数	4人
令和5年度末の施設入所者数	72人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	国の基本方針
精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標値を設定
精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上, 65歳未満)	令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定

第1章 基本指針に定める成果目標

第2節 本計画期間での目標設定

<p>精神病床における早期退院率(入院後3か月時点, 入院後6か月時点, 入院後1年時点)</p>	<p>令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし, 入院後6か月時点の退院率については86%以上とし, 入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。</p>
---	---

鹿嶋市における目標	
<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>本市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに参画を予定する関係機関と協議し, ケアシステム構築を推進する事業を行う。また, 先行する高齢者の地域包括ケアシステムとの統合についても検討を行う。</p> <p>国の基本方針に係る目標値については, 地域包括ケアシステム関係機関と協議検討し, 目標値を設定していく。</p>

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	国の基本方針
<p>地域生活支援拠点</p>	<p>令和5年度末までの間に, 各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ, その機能の充実のため, 年1回以上運用状況を検証および検討をする。</p>

鹿嶋市における目標	
<p>地域生活支援拠点等の運用状況の検証, 検討</p>	<p>面的整備による市内1箇所設置, 年1回以上検証, 検討</p>

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	国の基本方針
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の 1.27 倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の 1.30 倍以上
就労継続支援 A 型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の 1.26 倍以上
就労継続支援 B 型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の 1.23 倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用する。
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業者を全体の7割以上とする。

鹿嶋市における目標	
令和5年度までの一般就労移行者数	3人
令和5年度までの一般就労移行者数 (就労移行支援)	1人
令和5年度までの一般就労移行者数 (就労継続支援 A 型)	1人
令和5年度までの一般就労移行者数 (就労継続支援 B 型)	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	2人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	1人(100%)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	国の基本方針
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業者の確保	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

鹿嶋市における目標	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	市内又は圏域内に1箇所設置
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	体制構築済み
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業者の確保	市内1箇所設置
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内1箇所設置
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1協議体設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	国の基本方針
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、各市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

鹿嶋市における目標	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的、専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導、助言の実施 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援 ・地域の相談機関との連携強化への取組

(7) サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	国の基本方針
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに都道府県及び市町村において、サービス等の質を向上を図るための取組に係る体制を構築する。

鹿嶋市における目標	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加 ・障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の構築

第2章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障がい福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

〔 施策の方針 〕

必要なサービス提供量を確保するため、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの実績を踏まえ算出しました。

① 居宅介護

事業概要と現状

主な事業	事業の概要
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事や通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由(常に介護が必要)な方に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時に必要な介助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動時必要な介助や外出時の移動中の介助等を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がい(常に介護が必要)のある方に、居宅介護等の複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護・重度 障害者等包括支援	人/月	実績	61人	58人	54人
	時間/月	実績	923時間	1,019時間	808時間

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護・重度 障害者等包括支援	人/月	見込み	59人	60人	61人
	時間/月	見込み	1,049時間	1,080時間	1,112時間

(2) 日中活動系サービス

〔 施策の方針 〕

新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に新規事業者の参入を促進するなど、提供体制の充実を図ります。

① 生活介護

事業概要と現状

常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	実人/月	実績	149人	153人	149人
	延人日/月	実績	2,836日	2,855日	2,760日

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実人/月	見込み	159人	165人	171人
	延人日/月	見込み	2,969日	3,087日	3,210日

② 自立訓練（機能訓練）

事業概要と現状

障がいのある方に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練(機能訓練)	実人/月	実績	0人	0人	1人
	延人日/月	実績	0日	0日	4日

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	実人/月	見込み	1人	2人	2人
	延人日/月	見込み	4日	8日	10日

③ 自立訓練（生活訓練）

事業概要と現状

障がいのある方に、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練(生活訓練)	実人/月	実績	0人	2人	3人
	延人日/月	実績	0日	24日	42日

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(生活訓練)	実人/月	見込み	3人	4人	4人
	延人日/月	見込み	42日	64日	64日

④ 就労移行支援

事業概要と現状

就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	実人/月	実績	24人	14人	13人
	延人日/月	実績	420日	241日	237日

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	実人/月	見込み	12人	13人	14人
	延人日/月	見込み	205日	223日	243日

⑤ 就労継続支援（A型）

事業概要と現状

就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援（A型）	実人/月	実績	27人	28人	36人
	延人日/月	実績	511日	547日	702日

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	実人/月	見込み	36人	37人	37人
	延人日/月	見込み	774日	790日	800日

⑥ 就労継続支援（B型）

事業概要と現状

一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援(B型)	実人/月	実績	96人	128人	148人
	延人日/月	実績	1,721日	2,188日	2,543日

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(B型)	実人/月	見込み	162人	205人	260人
	延人日/月	見込み	2,778日	3,528日	4,480日

⑦ 就労定着支援

事業概要と現状

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者のうち、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労定着支援	実人/月	実績	2人	2人	2人

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	実人/月	見込み	3人	3人	3人

⑧ 療養介護

事業概要と現状

医療と常時の介護を必要とする方に、病院等で機能訓練や療養上の管理その他必要な支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	実人/月	実績	6人	6人	5人

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	実人/月	見込み	5人	5人	5人

⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

事業概要と現状

一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に対し、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な支援・介護等を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所(福祉型)	実人/月	実績	23人	28人	12人
	延人日/月	実績	185日	260日	187日
短期入所(医療型)	実人/月	実績	0人	0人	0人
	延人日/月	実績	0日	0日	0日

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	実人/月	見込み	36人	47人	61人
	延人日/月	見込み	340日	445日	582日
短期入所(医療型)	実人/月	見込み	0人	0人	0人
	延人日/月	見込み	0日	0日	0日

⑩ 自立生活援助

事業概要と現状

施設や病院に入所（院）していた障がい者で一人暮らし等をする方に対して、定期的な訪問や相談対応等により、生活面での課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	実人/月	実績	0人	0人	0人

本計画期間の計画値

本サービス提供事業所が市内になく、今後も設置が見込まれませんが、事業所の設置等、状況の変化があった場合は、見直しを行います。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人/月	見込み	0人	0人	0人

(3) 居住支援・施設系サービス

〔 施策の方針 〕

障がいの状況や本人の希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、事業者と協力して障がいの者の住まいの確保に努めます。

① 共同生活援助

事業概要と現状

共同生活を行う施設において、相談やその他日常生活に必要な支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	実人/月	実績	67人	72人	72人

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	実人/月	見込み	77人	83人	89人

② 施設入所支援

事業概要と現状

施設に入所している方に対し、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活に必要な支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	実人/月	実績	72人	73人	73人

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	実人/月	見込み	73人	73人	73人

(4) 相談支援サービス

〔 施策の方針 〕

相談支援とは、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」から構成され、「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組めます。

① 計画相談支援

事業概要と現状

障がい福祉サービス等の利用の開始や継続に当たって、障がい者の心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するものです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	実人/月	実績	425人	399人	418人

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人/月	見込み	434人	473人	515人

② 地域移行支援

事業概要と現状

障がい者支援施設等に入所している障がい者や、精神科病院に入院している精神障がい者が、地域生活に移行する際の相談や支援を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域移行支援	実人/月	実績	0人	0人	1人

本計画期間の計画値

本サービス提供事業所が市内に少なく、今後も設置が見込まれませんが、事業所の設置等、状況の変化があった場合は、見直しを行います。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	実人/月	見込み	0人	0人	0人

③ 地域定着支援

事業概要と現状

単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域定着支援	実人/月	実績	0人	0人	1人

本計画期間の計画値

本サービス提供事業所が市内に少なく、今後も設置が見込まれませんが、事業所の設置等、状況の変化があった場合は、見直しを行います。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	実人/月	見込み	0人	0人	0人

第3章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障がい児福祉サービスの実績と見込み

(1) 障がい児通所支援

〔 施策の方針 〕

全ての子どもへの健やかな成長のため、保育・教育部門、福祉部門等が連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう支援します。

〔 算出の方法 〕

第1期期間である平成30年度から令和2年度までの実績を踏まえ算出しました。

① 児童発達支援

事業概要と現状

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービスです。

			第1期計画(障がい児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	実人/月	実績	92人	97人	100人
	延人日/月	実績	326日	317日	381日

本計画期間の計画値

			第2期計画(障がい児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人/月	見込み	105人	110人	110人
	延人日/月	見込み	392日	403日	414日

② 医療型児童発達支援

事業概要と現状

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいがある児童に対し、機能訓練又は医療的管理下での支援及び治療を行うサービスです。

			第1期計画(障がい児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療型児童発達支援	実人/月	実績	0人	0人	0人
	延人日/月	実績	0日	0日	0日

本計画期間の計画値

			第2期計画(障がい児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	実人/月	見込み	1人	1人	1人
	延人日/月	見込み	10日	10日	10日

③ 放課後等デイサービス

事業概要と現状

障がいのある学齢期児童が、学校終了後や学校休日に通所し、生活能力向上のための療育支援を提供するとともに、居場所機能を提供するサービスです。

			第1期計画(障がい児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後等デイサービス	実人/月	実績	90人	100人	104人
	延人日/月	実績	875日	1,012日	1,249日

本計画期間の計画値

			第2期計画(障がい児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	実人/月	見込み	106人	110人	115人
	延人日/月	見込み	1,311日	1,377日	1,445日

④ 保育所等訪問支援

事業概要と現状

障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うサービスです。

			第1期計画(障がい児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援	実人/月	実績	2人	3人	2人
	延人日/月	実績	2日	3日	2日

			第2期計画(障がい児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	実人/月	見込み	4人	5人	6人
	延人日/月	見込み	4日	5日	6日

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

事業概要と現状

重度の障がいのため児通所支援の利用が困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

			第1期計画(障がい児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	実績	0人	0人	0人
	延人日/月	実績	0日	0日	0日

本計画期間の計画値

本サービス提供事業所が市内になく、今後も設置が見込まれませんが、事業所の設置等、状況の変化があった場合は、見直しを行います。

			第2期計画(障がい児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	見込み	0人	0人	0人
	延人日/月	見込み	0日	0日	0日

(2) 障害児相談支援

〔 施策の方針 〕

サービス事業者との連携を図り、障がい児支援利用計画を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、適切なサービス提供を努めます。

① 障害児相談支援

事業概要と現状

障がい児通所支援等の利用を希望する方に対し、障がい児支援利用計画を作成するとともに、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行うサービスです。

			第1期計画(障がい児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	実人/月	実績	40人	58人	76人

本計画期間の計画値

			第2期計画(障がい児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実人/月	見込み	88人	100人	112人

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援

事業概要と現状

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。

			第1期計画(障がい児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
コーディネーター配置人数	実人/年	実績	0人	0人	2人

本計画期間の計画値

			第2期計画(障がい児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター配置人数	実人/年	見込み	2人	3人	4人

第4章 地域生活支援事業の見込み

第1節 必須事業

(1) 地域生活支援事業

〔 施策の方針 〕

地域生活支援事業は、障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業です。

なお、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業等、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として位置付けられています。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの実績を踏まえ算出しました。

① 理解促進研修・啓発事業

事業概要と現状

市民向けの講演会の実施や広報掲載等を行い、法律の周知と障がい者への理解を促しています。

事業実施の方針

地域住民に対して、障がい者への理解を深めるための研修や啓発活動などを行い、市民の理解を促進に努めます。

(ア) 市民講座の開催

障がいを理解するために、市民を対象に市民講座を開催します。また、その中で興味・関心のある市民に対しては、ボランティア養成やフォローアップ講座への参加を呼びかけます。

(イ) 障がい教育の充実

障がい者が地域社会に受け入れられやすくなるよう、障がい教育の充実を図ります。

(ウ) 地域活動の充実

障がい者と触れ合い、「障がい」への理解が促進されることで、障がい者が参加しやすい地域活動に取り組めます。

② 自発的活動支援事業

事業概要と現状

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体の地域における自発的な取り組みを支援するものです。現在本市では未実施です。

事業実施の方針

災害対策や孤立防止支援、社会活動支援などを実施する団体を募り、支援を行います。

③ 相談支援機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化事業

事業概要と現状

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、以下のような相談支援機能の強化を図るものです。

- (ア) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- (イ) 地域自立支援協議会の設置
- (ウ) 相談体制の充実
- (エ) 医療連携の強化

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
市町村相談支援機能強化事業	実施	実績	有	有	有
基幹相談支援センター	設置数	実績	無	無	無

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村相談支援機能強化事業	実施	見込み	有	有	有
基幹相談支援センター	設置数	見込み	無	無	無

※基幹相談支援センターについては、障がい福祉担当課において障害者地域生活相談員を配置し、相談機能を強化しているところですが、今後設置について検討を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業概要と現状

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的として成年後見制度の利用を支援します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	実施	実績	3件	4件	5件

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施	見込み	6件	7件	8件

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業概要と現状

障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。本市では未実施です。

事業実施の方針

知的・精神障がい者を中心に、今後、相談案件ごとにニーズを掘り起こし、利用促進に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業（手話奉仕員養成研修事業含む）

事業概要と現状

聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障がいのため，意思疎通を図ることに支障がある障がい者等からの申請により，市登録の手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに，庁舎内及び派遣先での手話通訳，手話派遣事業の調整事務その他意思疎通支援事業に関する業務を行う専任手話通訳者を配置するものです。また，聴覚障がい者等との交流活動の促進，市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員も養成しています。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
意思疎通支援事業	利用者	実績	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	受講者	実績	2	3	3

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	利用者	見込み	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	受講者	見込み	3	3	3

⑦ 日常生活用具給付等事業

事業概要と現状

日常生活を営む上で著しい障がいのある人に対し、排せつ管理支援用具や入浴補助用具、視覚障がい者用拡大読書器等を給付しています。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具給付等事業	件数	実績	1,262 件	1,398 件	1,236 件

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	件数	見込み	1,690 件	1,859 件	2,044 件

⑧ 移動支援事業

事業概要と現状

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出について支援を行います。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	利用者	実績	90 人	132 人	82 人
	延時間/年	実績	1,260 時間	1,431 時間	624 時間

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者	見込み	90 人	140 人	160 人
	延時間/年	見込み	1,240 時間	1,636 時間	1,832 時間

㊦ 地域活動支援センター機能強化事業

事業概要と現状

地域活動支援センターでは、在宅の障がい者が、地域で自立した日常生活を又は社会生活を営むことができるよう、創作的な活動や生産的な活動の機会の提供と社会との交流促進を図る場として、日中活動の場を提供しています。また、事業形態は以下のⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型に分かれています。

種別	内容
Ⅰ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、社会との交流、地域の住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発の事業を実施します。
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴や食事、レクリエーション等のサービスを通じ自立支援を高める事業を実施します。
Ⅲ型	地域の障がいのある方のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績が、概ね5年以上あり、安定的な運営が図られている小規模作業所の支援を充実させるための事業を実施します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
センター機能強化事業	箇所数	実績	1	1	1

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
センター機能強化事業	箇所数	見込み	1	1	1

第2節 その他の事業

(1) 任意事業

〔 施策の方針 〕

地域生活支援事業のうち「その他の事業」は、訪問入浴サービス、日中一時支援等は市町村の裁量による任意事業となっています。必須事業同様、利用者ニーズを踏まえ、サービスを提供します。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの実績を踏まえ算出しました。

① 訪問入浴サービス事業

事業概要と現状

居宅において常に臥床（がしょう）し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の寝たきりの心身障がい者（手帳所持者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供するものです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	利用者	実績	55人	37人	31人

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用者	見込み	46人	46人	46人

② 日中一時支援事業

事業概要と現状

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者に見守り・社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を提供するものです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	利用者	実績	455人	561人	278人

本計画期間の計画値

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者	見込み	480人	571人	679人